

7 知能犯罪

(1) 贈収賄事件

平成14年中の贈収賄事件の検挙事件数は73件、検挙人員は209人で、多摩市長らによる廃棄物の収集運搬業務委託等をめぐる贈収賄事件等の社会的反響の大きい事件を検挙している（図表1 - 45）。

図表1 - 45 贈収賄事件の検挙事件数・人員の推移

区分 \ 年次	平 10	平 11	平 12	平 13	平 14
検 挙 事 件 数	71件	67	64	85	73
検 挙 人 員	240人	195	187	279	209

注：検挙人員は、各年中に検挙した事件に関し送致した被疑者（当該翌年から平成14年12月末までに送致した者を含む。）の数である。

【事例1】八代市長による職員採用をめぐる収賄事件（熊本）

八代市長（73）は、平成9年度の同市職員の採用に関し、採用試験に合格させた上、同市職員として採用してもらいたい旨の請託を受け、その謝礼として、平成9年11月ころ及び同年12月ころ、各受験者の関係者から現金合計500万円を収受した（2月1日検挙）。

【事例2】元真岡市長らによる在宅介護支援センター運営事業委託をめぐる贈収賄事件（栃木）

元真岡市長（77）は、真岡市在宅介護支援センター運営事業に関し、社会福祉法人に在宅介護支援センターの運営を委託することを前提に、同市が同社会福祉法人による同センターの設置に同意する旨の意見書を栃木県に提出してもらいたいとの請託を受け、その謝礼として、平成12年2月ころ及び同年3月ころの2回にわたり、社会福祉法人元理事長（75）らから現金合計100万円を収受した（2月20日検挙）。

【事例3】多摩市長らによる廃棄物の収集運搬業務委託等をめぐる贈収賄事件（警視庁）

多摩市長（44）は、同市長選挙に立候補を決意表明していた平成10年3月ころから同年4月ころまでの間、前後4回にわたり、設備会社社長（57）から、市長に当選した場合、担当する同市発注の水道施設工事に、他社よりも多く指名業者に選定してもらいたい旨の請託を受け、その謝礼として現金合計1,000万円の供与を受け、同年5月、同市長に就任し、もって将来担当すべき職務に関し請託を受けて賄賂を収受したほか、平成11年10月ころ、一般産業廃棄物等の収集運搬処理会社社長（52）から、多摩市が発注する廃棄物の収集運搬業務に関し、同収集運搬業務の委託を受けたい趣旨で供与されることを知りながら、現金600万円を収受した（2月23日検挙）。

【事例4】財務省近畿財務局上席金融証券検査官らによる検査情報漏洩をめぐる贈収賄事件（大阪）

財務省近畿財務局検査官（46）は、信用組合に対して実施する検査に関し、検査時期・体制・内容等の検査情報、対応策などを教示したことの謝礼及び将来にわたり同様の便宜を計ってほしい趣旨で供与されることを知りながら、平成11年5月ころから同年8月ころにかけて、信用組合元理事長（62）らから、代金合計約4万円相当の飲食接待を受けるとともに、現金20万円、約20万円相当のタクシーチケット及び5万円相当の商品券を収受した（4月23日検挙）。

【事例 5】経済産業省原子力安全・保安院職員らによる原子力関連事業に係る情報提供等をめぐる贈収賄事件（警視庁）

経済産業省原子力安全・保安院職員(45)は、原子力関連事業に係る情報提供等有利便宜な取り計らいをしたことの謝礼等として、平成10年5月ころから本年1月ころまでの間、前後五百数十回にわたり、情報処理会社の元代表取締役(39)らから、現金合計約2,200万円を収受した（7月31日検挙）。

【事例 6】四条畷市長らによる公共工事発注をめぐる贈収賄事件（大阪）

四条畷市長(73)は、同市発注の公共工事の指名競争入札に関し、予定価格に近接する価格で落札できるように設計金額の概数等を内報した謝礼として、平成12年8月ころ、土木建築会社社長(56)らから、現金300万円を収受した（8月2日検挙）。

【事例 7】八千代市長らによる清掃センター運転管理業務委託契約をめぐる贈収賄事件（千葉）

八千代市長(55)は、同市発注の八千代市清掃センターの運転管理業務委託契約の指名競争入札に関し、指名業者として選定するなど有利便宜な取り計らいをしたことの謝礼として、平成11年2月ころから13年8月ころまでの間、前後10回にわたり、ゴミ焼却施設等の運転管理等を業とする株式会社の代表取締役(67)らから、現金合計4,600万円を収受した（11月27日検挙）。

(2) あっせん利得処罰法違反事件

平成13年3月1日に施行されたあっせん利得処罰法を初適用し、1件2人を検挙している。

【事例】橋本市議会議員らによる公共工事の指名業者選定をめぐるあっせん利得処罰法違反事件（和歌山）

橋本市議会議員（42）は、橋本市発注の公共工事に関し、自己の権限に基づく影響力を行使して、土木建設業者を入札に参加させるように、同市担当者にあっせんしたことの謝礼として、平成13年10月ころ、土木建設業経営者（38）から現金50万円を収受した（5月9日検挙）。

(3) 入札妨害・談合事件

平成14年中の偽計入札妨害事件の検挙事件数は15件で、検挙人員は84人である。

【事例 1】建設省北陸地方建設局横川ダム工事事務所長（当時）らによる公共工事発注をめぐる偽計入札妨害事件（山形）

建設省北陸地方建設局横川ダム工事事務所長（54）らは、平成12年3月執行の横川ダム事務所発注工事に係る指名競争入札に関し、予定価格に近接した金額を建設会社社長に教示して、同建設会社に落札させ、偽計を用いて公の入札の公正を害した（5月1日検挙）。

【事例 2】阪神高速道路公団大阪管理部次長（当時）らによる環境対策工事発注をめぐる偽計入札妨害事件（大阪）

阪神高速道路公団大阪管理部次長（59）らは、平成11年12月及び同12年12月にそれぞれ執行の環境対策工事の指名競争入札に関し、設計金額の概数を建設会社営業部長らに内報するなどして同建設会社に落札させ、偽計を用いて公の入札の公正を害した（11月2日検挙）。

(4) 公職選挙法違反・政治資金規正法違反事件

ア 国政補欠選挙及び一般地方選挙の違反取締状況

国政補欠選挙及び一般地方選挙において、首長、市幹部職員、各種議会議員等を検挙している。

【事例１】衆議院小選挙区福岡県第６区選出議員補欠選挙における現金買収事件（福岡）

被疑者(51)らは、共謀の上、10月ころ、選挙運動者十数名に対し、投票及び投票取りまとめの選挙運動をしたことの報酬として、一人１時間当たり800円の割合で計算した現金合計数十万円を供与した（11月30日検挙）。

【事例２】横浜市長選挙における現金買収事件（神奈川）

横浜市幹部職員（50）は、３月ころ、選挙運動者１名に対し、投票及び投票取りまとめ等の選挙運動をすることの報酬として、現金100万円を供与した（５月１日検挙）。

【事例３】倉吉市長選挙における現金買収事件（鳥取）

倉吉市議会議員（66）らは、共謀の上、２月ころ、選挙運動者から投票及び投票取りまとめ等の選挙運動をすることの報酬として現金100万円の供与を受けるとともに、３月ころ、同市市議会議員数名に対し前同様の趣旨で数万円を供与し、又は同額の供与の申込みをした（５月11日検挙）。

【事例４】上中町長選挙における物品・供応買収事件（福井）

上中町長（67）らは、共謀の上、平成13年８月ころから同年９月ころまでの間、選挙人数十数名に対し、投票及び投票取りまとめ等の選挙運動をすることの報酬として、商品券（数万円相当）を供与し、又は約１万円相当の酒食の供応接待をした（６月19日検挙）。

【事例５】釧路町長選挙における公務員の地位利用事件（北海道）

釧路市長（56）らは、共謀の上、10月ころ、部下職員に対し、その職務上の地位を利用して、候補者への投票及び投票取りまとめ等の選挙運動を依頼した（10月22日検挙）。

【事例６】旭川市長選挙における公務員の地位利用事件（北海道）

旭川市助役(60)は、10月ころ、部下職員に対し、その職務上の地位を利用して、候補者への投票及び投票取りまとめ等の選挙運動を依頼した（11月15日検挙）。

イ 特定の寄附の禁止違反・政治資金規正法違反事件

【事例】佐賀県議会議員らによる特定の寄附の禁止並びに政治資金規正法違反事件（佐賀）

佐賀県議会議員(67)は、平成11年３月ころ及び同年５月ころの２回にわたり、県議会議員選挙に関し、県との請負契約関係にある建設会社２社の代表取締役らから現金合計80万円の寄付を受けたほか、当該選挙に当選後、会社等の団体から政党及び政治資金団体並びに資金管理団体以外の者に対する政治活動に関する寄付は禁止されているのに、同年５月ころ、土木建築会社２社から現金合計100万円の寄付を受けた（２月19日検挙）。

(5) 公務員犯罪

公務員犯罪については、徳島大学医学部教授らによる多額詐欺事件等を検挙している。

【事 例】徳島大学医学部教授らによる補助金返還をめぐる詐欺事件（徳島）

徳島大学医学部教授（52）は、同医学部講師（46）と共謀の上、厚生省（現厚生労働省）所管の医療技術評価総合研究事業に係る補助金に関し、平成11年2月ころから同13年9月ころまでの間、前後5回にわたり、交付を受けた補助金に余剰金を生じさせ、その返還を免れるべく全額使用した旨虚偽の実績報告書を同省に提出して、合計約3,100万円の財産上不法の利益を得た（1月28日検挙）。

(6) 金融・不良債権関連事犯

平成14年中の金融・不良債権関連事犯の検挙事件数は173件である。検挙事件数の内訳をみると、「融資過程における金融・不良債権関連事犯」が25件、「債権回収過程における金融・不良債権関連事犯」が73件、「その他の金融機関役職員による金融・不良債権関連事犯」が75件である（図表1 - 46）。

図表1 - 46 金融・不良債権関連事犯の検挙件数の推移

年次 区 分	平 10	平 11	平 12	平 13	平 14
総 計	214(85)	198(102)	216(117)	202(101)	173(75)
融 資 過 程	23(11)	33(18)	28(19)	44(27)	25(9)
債 権 回 収 過 程	107(74)	103(84)	117(98)	93(74)	73(63)
その他の金融機関役職員	84(0)	62(0)	71(0)	65(0)	75(3)

注：（ ）内は、「暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯」を指す。

ア 融資過程における金融・不良債権関連事犯

【事例1】信用組合元代表理事会長らによる背任事件（大阪）

信用組合元代表理事会長(84)らは、共謀の上、自己及び同会長が実質支配するゴルフ場経営会社の利益を図り、同組合に損害を加える目的をもって、同組合の任務に背き、同社が実質的に経営破綻に陥っていた上、有効な担保余力のある資産を保有していないことを知りながら、十分な担保を徴求しないなど貸付金を安全確実に回収するための適切な措置を講ずることもなく、平成9年9月から同11年3月までの間、数十回にわたり、同社に対し総額約51億円の貸付けを実行し、同組合に同額の財産上の損害を加えた（1月25日検挙）。

【事例 2】都市銀行元支店長らによる商法違反（特別背任）事件（警視庁）

都市銀行元支店長(49)らは、共謀の上、自己及び衣料品販売会社の利益を図り、同行に損害を加える目的をもって、同社が債務超過の状態にあり、同社の代表取締役の資産状態も不良であることを知りながら、営業店長の専決規程に基づく融資条件を満たすよう、内容虚偽の決算書類、個人信用書類等を作成するとともに、同社の商号を変更して同社が同行の新規顧客であるかのように装った上、同決算書類等を提出するなどし、平成10年12月から同11年1月までの間、数回にわたり、同社に対して総額約4,800万円の貸付けを実行し、同行に同額の財産上の損害を加えた（3月6日検挙）。

【事例 3】信用金庫元理事長らによる背任事件（大阪）

信用金庫元理事長(74)は、常務理事らと共謀の上、自己の利益を図り、同金庫に損害を加える目的をもって、同金庫の任務に背き、理事長に対する既存の貸付けについて担保が大幅に不足しており、新たに貸付けを行えばその回収が困難になることを十分認識しながら、担保を徴求しないなど、その回収を確実にするための万全の措置を講じないまま、平成12年10月から同13年8月までの間、十数回にわたり、理事長に対し総額約1億3,400万円の貸付けを実行し、同金庫に同額の財産上の損害を加えた（11月1日検挙）。

イ 債権回収過程における金融・不良債権関連事犯

【事例】町議会議長らによる強制執行妨害事件（茨城）

町議会議長(60)は、自己の経営する会社の所有する土地について金融機関から競売を申し立てられたことから、当該競売申立の他にも議員報酬等が差し押さえられることを予期し、会社社長(53)らと共謀の上、議員報酬等の債権に対する強制執行を免れる目的で、議長が会社社長から金銭を借り受けたように装い、会社社長を申立債権者、議長を債務者として、町から支払いを受ける議員報酬等を差押債権とする債権差押命令を申し立て、裁判官をして債権差押命令を発付させ、よって町収入役らをして、同命令に基づき、平成13年5月から同14年6月までの間、前後数十回にわたり、総額約560万円を会社社長名義の口座に振り込ませ、もって財産を隠匿した（7月8日検挙）。

ウ その他の金融機関役職員による金融・不良債権関連事犯

【事例】農業協同組合元支店長による業務上横領・詐欺事件（奈良）

農業協同組合元支店長(52)は、定期貯金の預入金として顧客から預かった現金合計約2億円及び顧客から依頼を受けて書替等の手続のために解約、出金した現金合計約1億4千万円を自己の用途に充てるため横領したほか、定期貯金として預入手続をする意思がないのに、顧客に対して定期貯金として預入れをする旨の虚偽の事実を申し向け、顧客から現金合計約6千万円の交付を受けた（2月19日検挙）。

(7) 企業犯罪

平成14年中の企業犯罪については、会社元役員らによる詐欺事件、会社元社長らによる会社更生法違反事件等を検挙している。

【事例1】食肉製品製造販売会社元役員らによる詐欺事件（兵庫、北海道、警視庁、埼玉合同）

食肉製品製造販売会社元役員(61)らは、共謀の上、牛海綿状脳症（いわゆる狂牛病）対策として政府が実施する国産牛肉の買い上げ事業に関し、平成13年11月ころ、同事業の実施主体である協同組合に対し、同事業の対象でない輸入牛肉を含む合計約28万キログラムの牛肉がすべて同事業の対象である国産牛肉であるかのように装って、買入方を申し込み、同14年1月ころ、同組合から売買代金の一部として、約1億9,600万円の振込入金を受けた（5月10日検挙）。

【事例2】造船会社元社長らによる生涯能力開発給付金をめぐる不正受給詐欺事件（長崎）

造船会社元社長(63)らは、事業主等が行う職業訓練に対して県が助成・援助する生涯能力開発給付金制度を利用し、同社が給付金の支給要件に適合する職業訓練を実施したかのように装い、県に対し、職業訓練を実施した旨記載された給付金支給申請書を提出した上、申請内容等の調査に訪れた県の担当者に対し、訓練を実施した旨の虚偽の事実を申し向けるなどして、その旨誤信させて給付金の支給を決定させ、平成12年12月及び同13年12月ころ、数回にわたり総額約3億7,700万円の振込入金を受けた（6月27日検挙）。

【事例3】食肉加工販売会社元社長らによる詐欺事件（福岡）

食肉加工販売会社元社長(51)らは、共謀の上、牛海綿状脳症（いわゆる狂牛病）対策として政府が実施する国産牛肉の買い上げ事業に関し、平成13年10月ころから同年12月ころまでの間、同事業の実施主体である協同組合連合会に対し、同事業の対象でない輸入牛アキレス約12万2,000キログラムを同事業の対象である国産牛肉であるかのように装って、買入方を申し込み、同年12月、同連合会から売買代金として、約1億3,600万円の振込入金を受けた（11月10日検挙）。

(8) 一般知能犯罪

一般知能犯罪については、地面師グループによる不動産売買名下の多額詐欺事件のほか多額取込み詐欺事件、業務上横領事件などを検挙している。

【事例】地面師グループによる不動産売買名下の多額詐欺事件（警視庁）

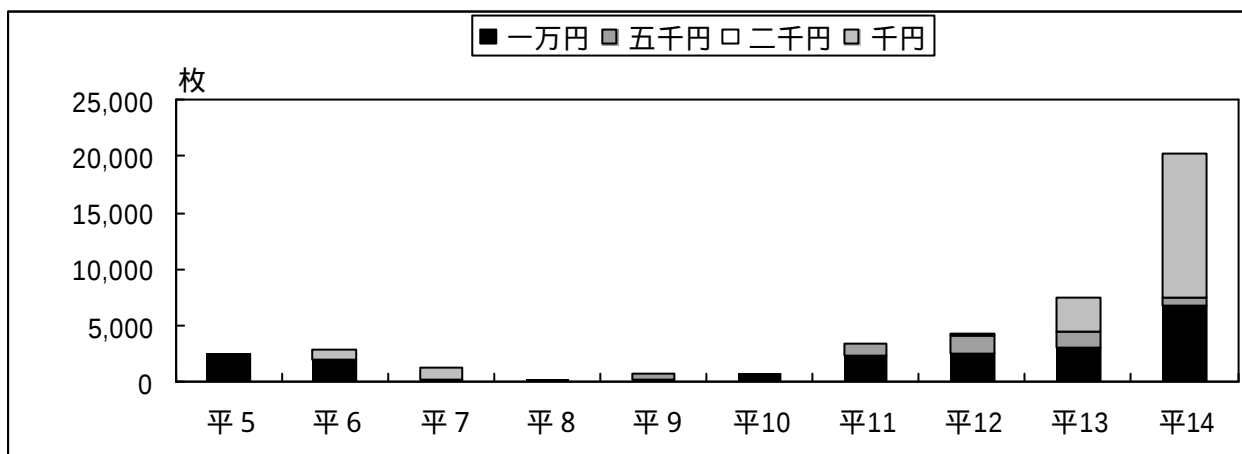
被疑者(48)らは、共謀の上、平成13年12月ころ、山林及び建物付宅地の所有者になりすまし、不動産会社従業員らに対し、同山林等の再売買予約付不動産売買契約を申し込み、公証人に、同社に売却する契約が成立した旨の内容虚偽の公正証書作成申立をするなどした上、同売買代金の交付方を請求し、同代表取締役をその旨誤信させ、現金及び小切手（総額約2億2,300万円）の交付を受けた（4月22日検挙）。

(9) 偽造犯罪

偽造日本銀行券の発見枚数は近年増加傾向にあり、平成14年中の発見枚数は2万211枚で、13年中の2.7倍となっている。最近の通貨偽造犯罪の特徴としては、平成11年ころからパソコン用プリンター等を使用して作成された偽造日本銀行券の発見が増加したこと、平成13年夏以降、両替機、飲料水の自動販売機等に行使可能な細工が施された特異な偽造日本銀行券の行使事件が発生していることが挙げられる。

また、平成14年中の通貨偽造等の検挙事件数は46件で、年始の商店街等で来日外国人らが偽造一万円券を行使した事件、清涼飲料水等の自動販売機に行使可能な細工を施した銀行券の偽造・行使事件等を検挙している（図表1-47）。

図表1-47 偽造日本銀行券の発見枚数の推移



年次 区分	平 5	平 6	平 7	平 8	平 9	平10	平11	平12	平13	平14
一万円	2,509枚	1,924	171	120	150	752	2,346	2,394	3,207	6,815
五千円	22	0	3	4	647	8	1,051	1,671	1,274	754
二千円	-	-	-	-	-	-	-	2	4	5
千 円	14	1,030	1,158	28	51	47	25	190	3,128	12,637
合 計	2,545	2,954	1,332	152	848	807	3,422	4,257	7,613	20,211

注：発見枚数とは、届出等により警察が押収した枚数である。

【事例1】来日外国人らによる偽造一万円券行使事件（警視庁、静岡、大阪）

1月、東京都、静岡県、大阪府等の商店街等において、10年前に行使されたものと同一の特徴を有する精巧な偽造一万円券が行使され、行使被疑者として来日外国人ら13人を検挙するとともに、共犯被疑者を国際手配している。

【事例2】自動販売機を対象とした日本銀行千円券偽造・同行使事件（大阪）

被疑者(30)らは、自動販売機に行使可能な細工を施した日本銀行千円券を偽造し、平成13年11月ころから同14年1月ころまでの間、大阪府内の公衆電話ボックス内設置のテレホンカード自動販売機等に挿入して行使した（2月12日検挙）。